

十八日付 北海道 函館新聞

# 「裁判員の疑問」質疑活発に

## 新制度スタート前に講習会



### 日本国民救援会の守屋氏が解説

員制度の講習会を開いた。写真。約50人が参加。講師の同会北海道本部長守屋敬正氏が刑事司法や裁判員裁判の疑問点や問題点、裁判員に選ばれたときの心構えなどを解説した。

講習会は、市民に対し分かりづらい裁判員制度への理解を深めてもらおうと企画されたもので、陪審員制度とこれから始まる裁判員制度との比較や、裁判員制度の成り立ちなども説明された。守屋さんは「裁判には先入観や感情は入れてはいけない。被告人に注目するのは間違い。裁判は検察官が調書や証拠を立証し、そこから裁判員が判断す

るので、疑問や納得できないことがあれば評議の場ではK Y(空気を読まない)になっ「ていい」と話した。また冤罪事件にも触れ、無実の罪を増やさないためにも「無罪推定の原則」と「疑わしきは被告

人の利益に」が大事であることを強調した。続いて行われた質疑応答では、裁判員制度の効果や棄権はできるのかなど、白熱した意見交換が繰り広げられた。(小杉貴洋)